		日	号外	ページ
七五八	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	一八		五
七五九	土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件	一九		六
七六〇	住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件	一九		六
七六一	船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件	一九		六
七六二	運輸審議会件名表に登載された件	二〇		五
七六三	中部国際空港の施設について告示した事項に変更があった件	二〇		五
七六四―七六八	砂防法第二条の土地を指定する件	二〇	111	六六
七六九	砂防法第二条の土地の指定を解除する件	二〇	111	六九
七七〇	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件	二三	112	三一
七七一	宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件	二四		五
七七二	住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件	二四		五
七七三	船舶安全法に基づく型式承認等をした件	二五		八
七七四	航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件	二六		五
七七五―七七七	船舶安全法に基づく型式承認等をした件	二六		五
七七八	地すべり防止区域を追加指定する件	二六		五
七七九	地すべり防止区域を指定する件	二六		六
七八〇	住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件	二七		六
七八一―七八四	船舶安全法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき船級協会の登録を更新した件	二七		六
七八五	ガス有害性試験不要材料を定める件	三〇		六
七八六	一定の規模以上の空間及び高い開放性を有する通路その他の部分の構造方法を定める件	三〇		六
七八七	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件	三一		八
七八八	国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件	三一		八
七八九	国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示	三一	120	一六
七九〇	国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示	三一	120	二〇
七九一	特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件の一部を改正する件	三一	120	二五

〇観光庁

二	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件	一二		七

〇海上保安庁

二八	航路標識に関する件	一二	105	一
二九	〃	一二		五

〇環境省

五六	我が国における平成二十六年度の温室効果ガスの排出量及び吸収量を公表する件	一二		六
五七	水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件	一二		六
五八	水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件	一二		六
五九	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件	一三		七
六〇	平成二十八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件	一三		七
六一	第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件	一七		六
六二	国民保養温泉地として新たに五頭温泉郷及び二岐・岩瀬湯本・天栄温泉を指定する件	二〇		五
六三	国民保養温泉地奥鳴子・川渡温泉郷の地域を拡大するとともに、その名称を鳴子温泉郷に変更する件	二〇		五
六四	国民保養温泉地日光湯元温泉の名称を奥日光湯元温泉に変更する件	二〇		五
六五	都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件	二三		六
六六	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件	二三	112	三二

〇防衛省

一一〇―一一一	海上における射撃訓練を実施する件	九		六
一一二―一一五	海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件	一二		七
一一六―一一七	海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件	一二		七
一一八	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地			